

福岡県公報

平成18年10月18日
第2596号

目次

告示(第2007号-第2031号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○審査請求に対する裁決の送達	(監査保護課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	7
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	7

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(出納事務局出納総務課)	10

公 告

○宅地建物取引業法の規定に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	10
○落札者等の公示	(警察本部施設課)	10

選挙管理委員会

○平成18年8月13日執行の福岡県議会議員補欠選挙(浮羽郡選挙区) における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(地方課)	11
--	-------	----

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	15

告 示

福岡県告示第2007号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市上西郷字ヲヽヤ169番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字下府840番地125

大石 卓司
大石 久美子

福岡県告示第2008号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字久泉字石ノ元524-5、516-3、516-6から516-23まで並びに字中ノ馬場510-8、513-5、1056及び区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八女郡広川町大字吉常269-7
田中 義輝

福岡県告示第2009号

審査請求に対する裁決の送達について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第3項の規定に基づき、次のように公示送達する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

旧 北九州市小倉北区中島1丁目4番6-305号
現 所在不明
審査請求人 東 陽一郎

2 公示事項

平成18年3月10日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく処分に係る審査請求について、平成18年7月14日裁決をしたが、当該裁決書の謄本は、福岡県保健福祉部監査保護課において保管し、いつでもこれを交付するので審査請求人は同課に出頭のうえ受領されたい。

福岡県告示第2010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
前 原	県 道	本 加布里線 停車場	前	前原市大字神在 1048番6先から 同市大字神在505 番16先まで	12.6 ～ 21.5	150.7	うち波呂 神在線重 用延長 60.0メー トル
			前	同上	9.0 ～ 21.5	203.0	うち波呂 神在線重 用延長 88.5メー トル
			後	同上	12.6 ～ 21.5	150.7	うち波呂 神在線重 用延長 60.0メー トル
			後	同上	9.0 ～ 21.5	203.0	うち波呂 神在線重 用延長 88.5メー トル

福岡県告示第2011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	本加布里線 停車場	前原市大字神在1048番6先から 同市大字神在505番16先まで

福岡県告示第2012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前原	県道	瑞梅寺池田線	前	前原市大字波多江567番11先から 同市大字波多江569番2先まで	12.0 ～ 13.6	87.0
			後	同上	12.0 ～ 15.6	

福岡県告示第2013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	県道	行橋線 添田	前	行橋市南泉1丁目143番3先から 同市南泉1丁目125番34先まで	11.0 ～ 14.0	65.1
			後	同上	11.0 ～ 20.0	

福岡県告示第2014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	行橋線 添田	行橋市南泉1丁目143番3先から 同市南泉1丁目125番34先まで

福岡県告示第2015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前 原	県 道	福 岡 志 摩 前 原 線	前	糸島郡志摩町大字師吉4番18先から 前原市前原北2丁目1742番6先まで	8.6 ～ 47.0	757.3
			後	同上	8.6 ～ 42.0	757.3
			後	同上	10.4 ～ 42.0	1,383.0

福岡県告示第2016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	国 道	495 号	前	糟屋郡新宮町美咲1丁目264番1先から 同郡同町美咲1丁目251番1先まで	9.8 ～ 13.3	144.0
			後	同上	10.2 ～ 23.0	144.0

福岡県	小 下 竹 線	前	糟屋郡新宮町大字上府1070番1先から 同郡同町下府2丁目1592番789先まで	9.4 ～ 17.0	1,119.0
		後	同上	16.0 ～ 44.9	1,116.0

福岡県告示第2017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 宗 方 像 線	前	鞍手郡鞍手町大字新延870番1先から 同郡同町大字新延845番1先まで	7.0 ～ 12.0	288.6
			後	同上	9.4 ～ 17.7	288.6
直 方	県 道	直 行 方 橋 線	前	直方市大字頓野990番1先から 同市大字頓野995番1先まで	8.4 ～ 9.6	92.0
			後	同上	9.4 ～ 10.8	92.0

直方	県道	飯塚 塚間 線	前	宮若市原田1801番先から 同市原田1846番1先まで	9.9 ～ 32.4	220.2
			後	同上	11.0 ～ 32.4	220.2

福岡県告示第2018号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
福岡市西区今宿東三丁目1120の209（国有林）
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
河川管理施設用地とするため

福岡県告示第2019号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和41年11月18日農林省告示第1458号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法 変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2020号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
豊前市大字荒堀665-1、666-3、667-1、668-1、669-1、671-1、671-2、672及び673-1並びにこれらの区域の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
株式会社しまむら 代表取締役 藤原 秀次郎

福岡県告示第2021号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大字上検地998-5から998-7まで（第1工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市大字宮市51番地7
加藤 真知子

福岡県告示第2022号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字稲童字豊後塚636-1から636-5まで、字長迫662-1、662-36から662-47まで、字大山1111-1、1111-4、1111-5、字野稲迫1173-1、1173-12から1173-17まで、字浜1333-10及び1333-13から1333-21まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市中央1丁目1番2号

行橋市土地開発公社 理事長 末次 勝

福岡県告示第2023号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス柚須店
(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字ミヨリ2815番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

西側道路及び南側道路は粕屋西小学校・粕屋中学校の通学路であり、交通対策を

万全にしてください。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ごみの減量に協力をお願いします。貴チェーン店で、独自に回収してある資源物等がありましたら、粕屋町での取り組みも併せてお願いいたします。

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第2024号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年9月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 デオデオ行橋店
(2) 所在地 福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社デオデオ	広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年5月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,200㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号	65

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号	266.51

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号	40.39

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
---------	------	------

株式会社デオデオ	午前10時	午後9時
----------	-------	------

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県行橋市西宮市二丁目1番16号

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第2025号

角田中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
増田 正	豊前市大字畠中1633番地

2 就任理事

氏名	住所
増田 達雄	豊前市大字畠中248番地1

福岡県告示第2026号

角田北部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
----	----

柳井規久夫	豊前市大字松江1511番地
倉本信一	〃 〃 1478番地
池田正三	〃 〃 880番地2
小島政幸	〃 〃 1539番地
浅野勲男	〃 〃 1585番地
榎本太	〃 大字畠中243番地2
島津義博	〃 〃 1718番地2

2 就任監事

氏名	住所
長松豊秋	豊前市大字畠中43番地4
奥繁幸	〃 〃 155番地

福岡県告示第2027号

椎田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
加来高任	築上郡築上町大字東八田874番地
平野力範	〃 〃 大字坂本117番地1
奥村和弘	〃 〃 大字岩丸994番地
塩田勝人	〃 〃 大字日奈古731番地1
上田一二三	〃 〃 〃 103番地2
内藤慎吾	〃 〃 大字越路398番地
正野秋郎	〃 〃 大字水原734番地
中江勝利	〃 〃 大字奈古304番地2

浅倉隆雄	〃 〃 大字岩丸2367番地
木本逸男	〃 〃 大字極楽寺639番地
信田靖徳	〃 〃 大字椎田1173番地2
門田修身	〃 〃 大字高塚883番地1
西田萬里	〃 〃 大字東八田1098番地6
平尾秀	〃 〃 大字西八田893番地
角本正志	〃 〃 大字宇留津416番地
原田保	〃 〃 大字西八田919番地75
森睦	〃 〃 大字有安525番地
里見禎宗	〃 〃 〃 136番地3

2 退任監事

氏名	住所
松崎泰夫	築上郡築上町大字宇留津981番地1
尾座本健一	〃 〃 大字高塚1247番地
久本房雄	〃 〃 大字坂本259番地

3 就任理事

氏名	住所
奥村和弘	築上郡築上町大字岩丸994番地
平野力範	〃 〃 大字坂本117番地1
西田紀生	〃 〃 大字西八田827番地
塩田勝人	〃 〃 大字日奈古731番地1
上田一二三	〃 〃 〃 103番地2
内藤慎吾	〃 〃 大字越路398番地
正野秋郎	〃 〃 大字水原734番地
中江勝利	〃 〃 大字奈古304番地2
浅倉隆雄	〃 〃 大字岩丸2367番地
木本逸男	〃 〃 大字極楽寺639番地

信田 靖 徳	〃 〃	大字椎田1173番地 2
門 田 修 身	〃 〃	大字高塚883番地 1
西 田 萬 里	〃 〃	大字東八田1098番地 6
原 明 嗣	〃 〃	〃 594番地 1
角 本 正 志	〃 〃	大字宇留津416番地
原 田 保	〃 〃	大字西八田919番地75
森 睦	〃 〃	大字有安525番地
里 見 禎 宗	〃 〃	〃 136番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
松 崎 泰 夫	築上郡築上町大字宇留津981番地 1
尾座本 健 一	〃 〃 大字高塚1247番地
久 本 房 雄	〃 〃 大字坂本259番地

福岡県告示第2028号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年 9 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 今山を守る会

(2) 代表者の氏名

國友 美那子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区横浜二丁目33番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方に対して、一人ひとりの能力や適正に応じて、就労・自立・日常生活動作の支援などに関する事業を行い、地域社会で自立した生活を営むことができるように支援し、誰もが心豊かに、安心して暮らせる地域社会づくりに貢献することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2029号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年 8 月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 たっち

(2) 代表者の氏名

松井 みゆき

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市自由ヶ丘南二丁目17番地 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び高齢者福祉の向上・充実に努力し、市民と連携し社会福祉支援体制を確立させることを目的とする。

福岡県告示第2030号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年 9月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人チェルノブイリ医療支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

矢野 宏和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡水巻町下二西三丁目7番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、チェルノブイリ原発事故の被害にあった人々のために、医療援助活動や、物質的・精神的支援を行うことで、被災者の福祉の向上と、日本とベラルーシ共和国の交流の促進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2031号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
161	朝倉市甘木2014-1 甘木・朝倉建築設計協会 会長 中尾 徳夫	朝倉市甘木2014-1 朝倉土木事務所建築指導課内	平成18年10月5日

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（2） 第14448号	有限会社日本レクセル 取締役 大和 英一郎	福岡市博多区博多駅南4-18-37

2 聴聞期日及び場所

平成18年10月25日 午後1時30分

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎7階701会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年10月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 工事名

小倉北警察署・北九州市警察部庁舎新築工事

2 工事場所

北九州市小倉北区大門1丁目

3 工事概要

建築一式工事

庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造り地下1階・地上12階建て

車庫 鉄筋コンクリート造り5階建て

延べ床面積 21,365.25㎡

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課契約係

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

5 落札日

平成18年8月8日

6 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

竹中・森・安井特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

株式会社竹中工務店九州支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区天神4丁目2番20号

7 落札金額

3,759,000,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 契約案件の入札公告日

平成18年6月9日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第106号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成18年8月13日執行の福岡県議会議員補欠選挙（浮羽郡選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年10月18日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

1 選挙の種類 平成18年8月13日執行 福岡県議会議員補欠選挙（浮羽郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 7,576,600円

3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	出利葉史郎	所属党派	福岡県農政連	出納責任者氏名	小林誠一
第1回報告分	期間 平成18年7月18日から平成18年8月24日まで			報告書受理年月日	平成18年8月28日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支 出

人 件 費

1,154,000円

家 屋 費

1,101,240円

その他の寄附		(選挙事務所費)	1,101,240円)
その他の収入	6,000,000円	(集会会場費)	0円)
		通 信 費	0円
		交 通 費	0円
		印 刷 費	912,450円
		広 告 費	1,316,015円
		文 具 費	163,490円
		食 糧 費	271,872円
		休 泊 費	0円
		雑 費	65,964円
今 回 計	6,000,000円	今 回 計	4,985,031円
前 回 計	0円	前 回 計	0円
総 計	6,000,000円	総 計	4,985,031円

No. 2

候補者氏名	出 利 葉 史 郎	所 属 党 派	福 岡 県 農 政 連	出納責任者氏名	小 林 誠 一
第2回報告分	期 間 平成18年8月25日から平成18年9月7日まで		報告書受理年月日	平成18年9月13日	

収 入		支 出	
主たる寄附		人 件 費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	家 屋 費	0円
	(寄附額)	(選挙事務所費)	0円)
		(集会会場費)	0円)
		通 信 費	130,355円
		交 通 費	0円
		印 刷 費	0円
		広 告 費	0円
		文 具 費	0円

その他の寄附		食糧費	0円
その他の収入		休泊費	0円
		雑費	0円
今回計	0円	今回計	130,355円
前回計	6,000,000円	前回計	4,985,031円
総計	6,000,000円	総計	5,115,386円

No. 3

候補者氏名	中村誠治	所属党派	無所属	出納責任者氏名	馬田幸男
第1回報告分	期間 平成18年7月2日から平成18年8月26日まで			報告書受理年月日	平成18年8月28日

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	2,634,675円
淵上 育弘	無職	250,000円	家屋費	1,525,080円
隈 剛彦	会社役員	250,000円	(選挙事務所費)	1,514,244円)
中野 寿恵	無職	240,000円	(集合会場費)	10,836円)
中野 睦子	無職	168,000円	通信費	64,676円
大塚 益男	無職	208,000円	交通費	238,119円
大塚 寿美子	無職	161,000円	印刷費	864,088円
山下 柳子	無職	154,000円	広告費	330,645円
矢野 光一	会社役員	140,000円	文具費	96,833円
土屋 京子	会社役員	1,500,000円	食糧費	164,904円
高木 幸一郎	会社役員	1,500,000円	休泊費	0円
福澤 大	会社役員	1,500,000円	雑費	257,339円
矢野 紀子	自営業	1,500,000円		
その他の寄附	27件	189,000円		

その他の収入	7,000,000円
今 回 計	14,760,000円
前 回 計	0円
総 計	14,760,000円

今 回 計	6,176,359円
前 回 計	0円
総 計	6,176,359円

No. 4

候補者氏名	中 村 誠 治	所属党派	無 所 属	出納責任者氏名	馬 田 幸 男
第2回報告分	期間 平成18年8月27日から平成18年9月6日まで			報告書受理年月日	平成18年9月11日

収 入	
主たる寄附	
(氏名・団体名)	(職業)
	(寄附額)
その他の寄附	
その他の収入	
今 回 計	0円
前 回 計	14,760,000円
総 計	14,760,000円

支 出	
人 件 費	0円
家 屋 費	0円
(選挙事務所費)	0円)
(集会会場費)	0円)
通 信 費	212,028円
交 通 費	0円
印 刷 費	0円
広 告 費	0円
文 具 費	0円
食 糧 費	0円
休 泊 費	0円
雑 費	0円
今 回 計	212,028円
前 回 計	6,176,359円
総 計	6,388,387円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第278号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年10月18日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年11月20日（月）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第279号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年10月18日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成18年11月21日（火） 13:30～16:30	福岡市西区今宿町106番地の1 西警察署 会議室	西警察署
平成18年11月22日（水） 13:30～16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成18年11月24日（金） 13:30～16:30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成18年11月29日（水） 13:30～16:30	北九州市小倉北区城内5番1号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署

2 猟銃等講習科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

(1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。